

フレッツ・キャスト EX 利用規約

第1章 総則

第1条 東日本電信電話株式会社（以下「当社」とします。）は、この「フレッツ・キャスト EX 利用規約」（以下「本規約」とします。）を定め、これにより「フレッツ・キャスト EX」（本規約 別紙1. に記載の提供サービスをいいます。以下「本サービス」とします。）を提供します。ただし、別段の合意がある場合は、その合意に基づく料金その他の提供条件によります。

第2条 当社は、法令の規定に従い、本規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の本規約によります。

2 当社は、前項の変更を行う場合は、本規約を変更する旨及び変更後の規約の内容並びに効力発生時期を、契約者に対し、当社ホームページにおける掲載その他の適切な方法で周知します。

3 契約者は、以下のいずれかの方法によって前項の周知をしたときは、当該周知を電気通信事業法に基づく契約者への説明方法とすることについて了解していただきます。

- ①当社ホームページにおける掲載
- ②電子メールの送信
- ③CD-ROM等の記録媒体の交付
- ④ダイレクトメール等の広告への表示

第3条 本規約で使用する用語の意味は、本規約で別段の定めがない限り、IP通信網サービス契約約款（平成12年東企営第00-51号）（以下「契約約款」とします。）で使用する用語の意味に従います。

第4条 フレッツ・キャスト EXに関する料金その他の提供条件について、本規約に定めのない事項については、契約約款に規定するフレッツ・キャスト（料金表 第1表 第1類 第1の1 適用（2）IP通信網サービスの品目及び細目に係る料金の適用等 カ メニュー6であって、（イ）通信の態様による細目が、メニュー6-2 のものをいいます。以下同じとします。）に準ずるものとします。

第2章 提供条件

第5条 当社は、契約者回線1回線ごとに1のフレッツ・キャスト EX 利用契約（当社から本サービスの提供をうけるための契約をいいます。以下「利用契約」とします。）を締結します。

第6条 当社は、本規約に定める条件に従い、本サービスを利用契約者（当社と利用契約を締結している者をいいます。以下「契約者」とします。）に提供します。

第3章 守秘義務

第7条 契約者は、本サービスに関連して当社から秘密である旨明示され開示される営業上・技術上の秘密（規約が存在すること、並びに規約で定める金額、条件その他内容を含みます。以下「機密情報」とします。）を、当社の書面による事前承諾なしに第三者に開示又は漏洩してはならず、また本サービスの利用の目的以外に使用してはならないものとします。

2 機密情報のうち次の各号に該当する情報は、前項の規定にかかわらず、前項の守秘義務を負う機密情報として扱われないものとします。

- (1) 契約者が第三者から守秘義務を負うことなく正当に入手した情報
 - (2) 情報の開示前に契約者が既に保有していた情報
 - (3) 契約者が当社から開示された情報によらずして、独自に開発した情報
 - (4) 公知のもの又は受領した当事者の責によらないで公知となったもの
 - (5) 法令に基づき開示が要求される情報
 - (6) 当社が事前の書面により公表または開示を承諾した情報
- 3 書面により提供された機密情報については、本サービスの利用の終了後又は当社の要求後速やかに、そのコピーを含め当社に返却するものとします。但し、当社が適当と認めるときは、契約者は裁断、焼却等の確実な方法で廃棄するものとします。
- 4 契約者は契約者の責に帰すべき事由により、機密情報が第三者に開示又は漏洩され、当社が損害を受けた場合は、当社が受けた当該損害に対して賠償の責を負うものとします。

第4章 その他

第8条 契約者は、当社の書面による事前承諾なしに、本規約から生じる権利又は義務を第三者に譲渡することはできないものとします。

第9条 当社は、契約約款第51条の規定によるほか、本サービスを提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。

第10条 当社は、契約者が本規約の定めに違反した場合又は違反したと当社が認めた場合は、契約者の合意を得ることなく、利用契約を解除できるものとします。

2 当社は、前項の規定により利用契約を解除する場合には、あらかじめ契約者にその理由及び利用契約を解除する日を通知するものとします。

第11条 本規約は本邦において施行されている法律等に準拠又は基づいて解釈されるものとします。

第12条 本規約第7条をはじめとし、継続して存続すると合理的に考えられる条項の定めは、利用契約の解除後においても有効に存続するものとします。

附 則 (平成21年10月9日東コBサ開第09-203号)

1 本規約は、平成21年10月13日から実施します。

附 則 (平成22年12月20日東コBサ開第10-7059号)

この改正規定は、平成22年12月24日から実施します。

附 則 (平成23年5月13日東コBサ開第11-0025号)

この改正規定は、平成23年5月16日から実施します。

附 則 (平成25年10月1日東ビ開1アク第13-0040号)

この改正規定は、平成25年10月1日から実施します。

附 則 (平成26年3月13日 東ビ開4ビ企第13-0088号)

1 この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則 （平成 27 年 6 月 10 日東ビ開 1 アク第 15-0042 号）
この改正規定は、平成 27 年 7 月 1 日から実施します。

附 則 （令和 2 年 1 月 29 日東ビ開 2 ビ企第 19-00137 号）
この改正規定は、令和 2 年 4 月 1 日から実施します。

1. 提供するサービス

- (1) 当社は、契約者に対して、契約約款 料金表 第1表 第1類 第1の1 適用 (2) I P通信網サービスの品目及び細目に係る料金の適用等 カ メニュー6 (イ) 通信の態様による細目 メニュー6-2 として、以下のサービスを提供します。

区 別	内 容
フレッツ・キャスト EX	メニュー5における提供の形態による細目がⅡ-1型及びⅡ-2型のものに係る契約者回線に加え、メニュー5に係る契約者回線との間において通信を行うことが可能なもの
備考	契約者回線の終端の場所は、当社が定める I P通信網サービス取扱所 (N T T 東日本 霞ヶ関ビル (千代田区内幸町1丁目)) に限ります。) 内において当社が指定します。

- (2) フレッツ・キャスト EXには、料金表 第1表 第1類 第1の1 適用 (2) I P通信網サービスの品目及び細目に係る料金の適用等 カ メニュー6 (ウ) に代えて、次表のとおり品目及び保守の態様による細目の規定を適用します。

A 品目

品 目	内 容
100Mb/s	最大 100Mbit/s までの符号伝送が可能なもの
200Mb/s	最大 200Mbit/s までの符号伝送が可能なもの
1 Gb/s	最大 1Gbit/s までの符号伝送が可能なもの
2 Gb/s	最大 2Gbit/s までの符号伝送が可能なもの
10Gb/s	最大 10Gbit/s までの符号伝送が可能なもの
20Gb/s	最大 20Gbit/s までの符号伝送が可能なもの
備考	契約者は、契約者回線との間の通信について、当社が割り当てた I Pアドレス (1の契約者回線につき1の I P v 6アドレス空間 (/48) を割り当てるもの) とします。その契約者回線が同報通信機能を利用する場合については、1の I P v 6アドレス空間 (/48) に加え、1の同報通信機能につき1の I P v 6アドレス空間 (/64) と1の I P v 6アドレスを割り当てるもの) とします。) が設定された電気通信設備との間の通信のみを利用可能としていただきます。

B 保守の態様による細目

区 別	内 容
クラス1	クラス2以外のもの
クラス2	契約者回線が二重化されているものであって、その両方を利用することにより、該当の品目の伝送速度での符号伝送が可能なもの
備考	100Mb/s のもの、1 Gb/s のもの及び 10Gb/s のものにあつては、保守の態様による細目がクラス1のもの、200Mb/s のもの、2 Gb/s のもの及び 20Gb/s のものにあつては、保守の態様による細目がクラス2のものに限り提供します。

- (3) 当社はフレッツ・キャスト EXについて、臨時 I P通信網契約 (30日以内の利用期間を指定して、当社から本サービスの提供を受けるための契約) は提供しません。

2. 利用料金等

- (1) フレッツ・キャストEXについては、第1類 IP通信網サービスに関する利用料金 第1の臨時IP通信網契約以外の契約に関するもの 2 料金額 2-6 メニュー6に関する利用料金 (2) メニュー6-2に係る利用料に代えて以下の料金を適用します。

1 契約者回線ごとに月額

区 分	料 金 額
100Mb/s の品目のもの	1,120,000 円 (税込価格 1,232,000 円)
200Mb/s の品目のもの	2,240,000 円 (税込価格 2,464,000 円)
1 Gb/s の品目のもの	3,920,000 円 (税込価格 4,312,000 円)
2 Gb/s の品目のもの	7,840,000 円 (税込価格 8,624,000 円)
10Gb/s の品目のもの	18,200,000 円 (税込価格 20,020,000 円)
20Gb/s の品目のもの	36,400,000 円 (税込価格 40,040,000 円)

- (2) フレッツ・キャストEXについては、契約約款 料金表 第1表 第1類 第1の2-9 付加機能利用料 (1) (2) 及び(3)以外のものに該当する表の区分の欄内における同報通信機能(本サービスに係る契約者回線について、この機能を利用する契約者が送信した符号をIP通信網内において複製し、その契約者があらかじめ指定した複数の契約者回線等からなグループ(以下「マルチキャストグループ」とします。)へ送信を行うことを可能とする機能。以下、同じとします。)は契約約款の規定に代えて、以下の条件で提供するものとします。

月額

区 分		単 位	料 金 額																
同報通信機能	基本額	100Mb/s 又は 200Mb/s の品目に係るもの	1 契約者回線につき 1 マルチキャストグループごとに 490,000 円 (税込価格 539,000 円)																
		1 Gb/s 又は 2 Gb/s の品目に係るもの	3,500,000 円 (税込価格 3,850,000 円)																
	10Gb/s 又は 20Gb/s の品目に係るもの	1 契約者回線あたり最大 1 Gbit/s までの符号の送信を行うことが可能なもの	3,500,000 円 (税込価格 3,850,000 円)																
		1 契約者回線あたり最大 2 Gbit/s までの符号の送信を行うことが可能なもの	7,000,000 円 (税込価格 7,700,000 円)																
		1 契約者回線あたり最大 3 Gbit/s までの符号の送信を行うことが可能なもの	10,500,000 円 (税込価格 11,550,000 円)																
加算額	1 マルチキャストグループにつきこの機能を利用して送信される符号が着信する 1 の契約者回線ごとに	200 円 (税込価格 220 円)																	
備考	<p>1 この機能を利用する 1 の契約者回線において利用することができるマルチキャストグループ数は、最大 16 までとします。</p> <p>2 契約者は、その契約者回線（クラス 2 に係るものに限ります。以下、この欄において同じとします。）について、この機能を利用して行う通信に係る伝送速度については、次表のとおりとさせていただきます。なお、契約者は、その契約者回線において、この機能を利用した通信を行っているときは、この機能を利用した通信に加えて、その契約者回線に係る最大の伝送速度からこの機能を利用した通信に係る伝送速度に 2 を乗じた伝送速度を差し引いた伝送速度までの通信を利用することができます。</p> <table border="1" data-bbox="322 1496 1375 1825"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>伝送速度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">200Mb/s の品目に係るもの</td> <td>最大 100Mb/s まで</td> </tr> <tr> <td colspan="2">2 Gb/s の品目に係るもの</td> <td>最大 1 Gbit/s まで</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">20Gb/s の品目に係るもの</td> <td>1 契約者回線あたり最大 1 Gbit/s までの符号の送信を行うことが可能なもの</td> <td>最大 1 Gbit/s まで</td> </tr> <tr> <td>1 契約者回線あたり最大 2 Gbit/s までの符号の送信を行うことが可能なもの</td> <td>最大 2 Gbit/s まで</td> </tr> <tr> <td>1 契約者回線あたり最大 3 Gbit/s までの符号の送信を行うことが可能なもの</td> <td>最大 3 Gbit/s まで</td> </tr> </tbody> </table>			区 分		伝送速度	200Mb/s の品目に係るもの		最大 100Mb/s まで	2 Gb/s の品目に係るもの		最大 1 Gbit/s まで	20Gb/s の品目に係るもの	1 契約者回線あたり最大 1 Gbit/s までの符号の送信を行うことが可能なもの	最大 1 Gbit/s まで	1 契約者回線あたり最大 2 Gbit/s までの符号の送信を行うことが可能なもの	最大 2 Gbit/s まで	1 契約者回線あたり最大 3 Gbit/s までの符号の送信を行うことが可能なもの	最大 3 Gbit/s まで
区 分		伝送速度																	
200Mb/s の品目に係るもの		最大 100Mb/s まで																	
2 Gb/s の品目に係るもの		最大 1 Gbit/s まで																	
20Gb/s の品目に係るもの	1 契約者回線あたり最大 1 Gbit/s までの符号の送信を行うことが可能なもの	最大 1 Gbit/s まで																	
	1 契約者回線あたり最大 2 Gbit/s までの符号の送信を行うことが可能なもの	最大 2 Gbit/s まで																	
	1 契約者回線あたり最大 3 Gbit/s までの符号の送信を行うことが可能なもの	最大 3 Gbit/s まで																	

- (3) フレッツ・キャスト EXについては、契約約款 料金表 第1表 第1類 第1の2-9 付加機能利用料 (3) 契約者回線等番号受信機能に係るもの に該当する表の区分の欄内における 契約者回線等番号受信機能(回線情報通知機能)は契約約款の規定に代えて、以下の条件で提供するものとします。

区 分		単 位		料 金 額
契約者回線等番号受信機能(回線情報通知機能)	この機能を利用する契約者回線へ通知される契約者回線等番号等(メニュー5(提供の形態による細目がⅡ-1型またはⅡ-2型のものに限ります。)の契約者回線等番号または「NOINFO」(メニュー5(提供の形態による細目がⅡ-1型またはⅡ-2型のものに限ります。)の契約者が契約者回線等番号をこの契約者回線へ通知されることを拒む場合に通知される情報識別子)をいいます。以下同じとします。)を通知先識別子(契約者回線等番号等を通知する相手先を識別するための符号であって当社がこの機能を利用する契約者回線に割り当てるものをいいます。以下同じとします。)を使用して受信することができる機能	基本額	1の通知先識別子ごとに月額	10,000円 (税込価格 11,000円)
		加算額	契約者回線等番号に係る1の受信ごとに	4円 (税込価格 4.4円)
備考	<p>1 当社が損害の賠償を行う場合において、加算額に係る部分の算定方法については、この機能を全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前6料金月の1日当たりの平均の加算額(前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、この機能を全く利用できない状態が生じた日前の実績が把握できる期間における1日当たりの平均の加算額に関する料金)によります。</p> <p>2 契約者は、契約約款第38条の規定にかかわらず、契約者回線等番号受信機能の廃止があった日における加算額については、その支払いを要します。</p> <p>(注1) 契約者は、この欄の規定等により通知を受けた契約者回線等番号等の利用に当たっては、総務省の定める「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を尊重してください。</p> <p>(注2) この機能を利用する契約者回線は、契約約款 料金表 第1表 第1類 第1の1 適用 (2) IP通信網サービスの品目及び細目に係る料金の適用等 オメニュー5に係るIP通信網契約者から行う通信(帯域確保機能を利用したものに限ります。)により通知されるその契約者回線を利用回線とする音声利用IP通信網サービスに係る契約者回線番号を受信することができません。</p>			

- (4) フレッツ・キャスト EXの工事に関する費用については、契約約款 料金表 第2表 第1の2 工事費の額 2-6 メニュー6に関するものの規定に代えて、以下の工事費を適用します。

- (1) 契約者回線の設置若しくは移転、品目若しくは細目の変更、同報通信機能の利用開始、その契約者回線の移転、品目若しくは細目の変更、契約者回線等番号受信機能の利用開始又はその他契約内容の変更に関する工事

区 分		単 位	工事費の額	
ア 基本工事費		1 の工事ごとに	1,000 円 (税込価格 1,100 円)	
イ 交換機等工事費	(ア) 利用の開始、契約者回線の移転又は品目若しくは細目の変更およびフレッツ・キャストから本サービスへの変更の場合	クラス 1 に係るもの	1 契約者回線ごとに 17,000 円 (税込価格 18,700 円)	
		クラス 2 に係るもの	1 契約者回線ごとに 32,000 円 (税込価格 35,200 円)	
	(イ) 本サービスからフレッツ・キャストへの変更の場合	クラス 1 に係るもの	1 契約者回線ごとに 6,000 円 (税込価格 6,600 円)	
		クラス 2 に係るもの	1 契約者回線ごとに 11,000 円 (税込価格 12,100 円)	
	(ウ) 同報通信機能に関する工事の場合	A 同報通信機能の利用開始に関する工事又は同報通信機能の伝送速度の変更 (10G b/s または 20Gb/s の品目に係るもののみ) に関する工事の場合	クラス 1 に係るもの	1 マルチキャストグループごとに 32,000 円 (税込価格 35,200 円)
			クラス 2 に係るもの	1 マルチキャストグループごとに 50,000 円 (税込価格 55,000 円)
		B 契約者回線から通信が可能な符号の追加又は設定内容の変更に関する工事の場合	クラス 1 に係るもの	1 の工事ごとに 9,000 円 (税込価格 9,900 円)
			クラス 2 に係るもの	1 の工事ごとに 16,000 円 (税込価格 17,600 円)
		C 上記以外の場合	クラス 1 に係るもの	1 マルチキャストグループごとに 32,000 円 (税込価格 35,200 円)
			クラス 2 に係るもの	1 マルチキャストグループごとに 50,000 円 (税込価格 55,000 円)
(エ) 通信相手先識別符号に係る設定又	A IP 通信網契約者の設置した電気通信設備を利用する場合	1 の工事ごとに	5,500 円 (税込価格 6,050 円)	

	は設定内容変更に関する工事の場合	B 上記以外の場合	1 契約者回線につき 1 通信相手先識別符号ごとに	2,000 円 (税込価格 2,200 円)
	(オ) CDN構成情報識別符号（メニュー6に係る契約者回線を識別するための符号をいいます。）に係る設定又は設定内容変更に関する工事の場合		1 の工事ごとに	5,500 円 (税込価格 6,050 円)
	(カ) 契約者回線等番号受信機能に関する工事の場合	A 利用の開始又は通知先識別子の追加に関する工事	1 契約者回線につき 1 の通知先識別子ごとに	19,000 円 (税込価格 20,900 円)
		B 通知先識別子の変更に関する工事	変更する 1 の通知先識別子ごとに	5,000 円 (税込価格 5,500 円)
		C IP通信網契約者が契約者回線等番号等を受信するために使用する IPアドレスの変更に関する工事	IPアドレスの変更に係る 1 の通知先識別子ごとに	10,000 円 (税込価格 11,000 円)
	(キ) その他利用契約内容の変更に関する工事の場合		クラス 1 に係るもの	1 契約者回線ごとに 6,000 円 (税込価格 6,600 円)
			クラス 2 に係るもの	1 契約者回線ごとに 11,000 円 (税込価格 12,100 円)

備考

- イ 交換機等工事費 (ウ) 同報通信機能に関する工事の場合 A 同報通信機能の利用開始に関する工事又は同報通信機能の伝送速度変更に関する工事の場合 の 1 マルチキャストグループ の工事において、1 契約者回線につき IPv6 アドレス (/128) を最大 512 個までを指定して契約者回線から通信が可能な符号の追加又は設定内容の変更を行うことができます。
- イ 交換機等工事費 (ウ) 同報通信機能に関する工事の場合 B 契約者回線から通信が可能な符号の設定又は設定内容の変更に関する工事の場合 の 1 の工事において、1 契約者回線につき IPv6 アドレス (/128) を最大 512 個までを指定して契約者回線から通信が可能な符号の追加又は設定内容の変更を行うことができます。

(2) 利用の一時中断に関する工事

区 分		単 位	工事費の額
ア 利用の一時中断の工事	(ア) 基本工事費	1 の工事ごとに	1,000 円 (税込価格 1,100 円)
	(イ) 交換機等工事費	① ②及び③以外の場合	1 契約者回線ごとに 1,000 円 (税込価格 1,100 円)
		② 同報通信機能に関する工事の場合	1 契約者回線ごとに 1,000 円 (税込価格 1,100 円)

		③ 契約者回線等番号 受信機能に関する工 事の場合	1 の通知先識別 子ごとに	1,000 円 (税込価格 1,100 円)
イ 再利用の工事				アの工事費と同額

3. 途中解約に伴う支払額

- (1) 本サービスでは、提供を開始した日又はフレッツ・キャストから本サービスへ変更した日から起算して1年間を基本契約期間とし、契約者は、基本契約期間内に利用契約の解除又は品目若しくは細目の変更があった場合は、契約約款 料金表 第1表 第1類 第1の1 適用 (3) 基本契約期間内に IP 通信網契約の解除等があった場合の料金の適用の定めに従い算定される料金額を当社の請求に伴い一括で支払うこととします。
- (2) 契約者は、基本契約期間内に本サービスからフレッツ・キャストへの変更があった場合には、変更前の利用料金の額から変更後の利用料金の額を控除し、残額があるときは、契約者はその残額に残余の期間を乗じて得た額に消費税相当額を一括して支払うこととします。

4. 基本的な技術的事項

- (1) フレッツ・キャスト EX については、契約約款 基本的な技術的事項に代えて、次表の規定を適用します。

品目	インターフェース 種別	物理的条件	電氣的／光学的条件	
			送出電圧／ 光出力	その他
10Gb/s および 20Gb/s のもの	10G BASE-LR	SC コネクタ (JIS C5973 (F04) 、 IEC61754-4)	0.5dBm (平均 値) 以下	IEEE802.3ae 準 拠

5. その他

本サービスにおいては契約約款に定める料金を割り引く旨の規定は、適用されないものとします。なお、本規約制定後にあらたに契約約款に追加された料金を割り引く旨の規定も同様とします。

以上